

[釣ヶ崎海岸サーフィンビーチ]

1. 釣ヶ崎海岸サーフィンビーチの目的及び内容
2. 環境影響評価の検討（釣ヶ崎海岸サーフィンビーチ）

1. 釣ヶ崎海岸サーフィンビーチの計画の目的及び内容

1.1 目 的

釣ヶ崎海岸サーフィンビーチは、千葉県の上総湊の最南端に位置し、「世界最高レベル」ともいわれる良質な波を求めて多くのサーファーが訪れる海岸であり、ハイレベルな大会も多数開催されている。

東京 2020 大会では、オリンピックのサーフィンの会場として利用される計画である。

1.2 釣ヶ崎海岸サーフィンビーチの計画の策定に至った経過

2016年 8 月に開催されたIOC総会において、組織委員会が提案していた追加種目（サーフィンを含む 5 競技18種目）の採択が正式に決定し、2016年12月に行われたIOC理事会において、釣ヶ崎海岸をサーフィンの競技会場とすることが決定された。

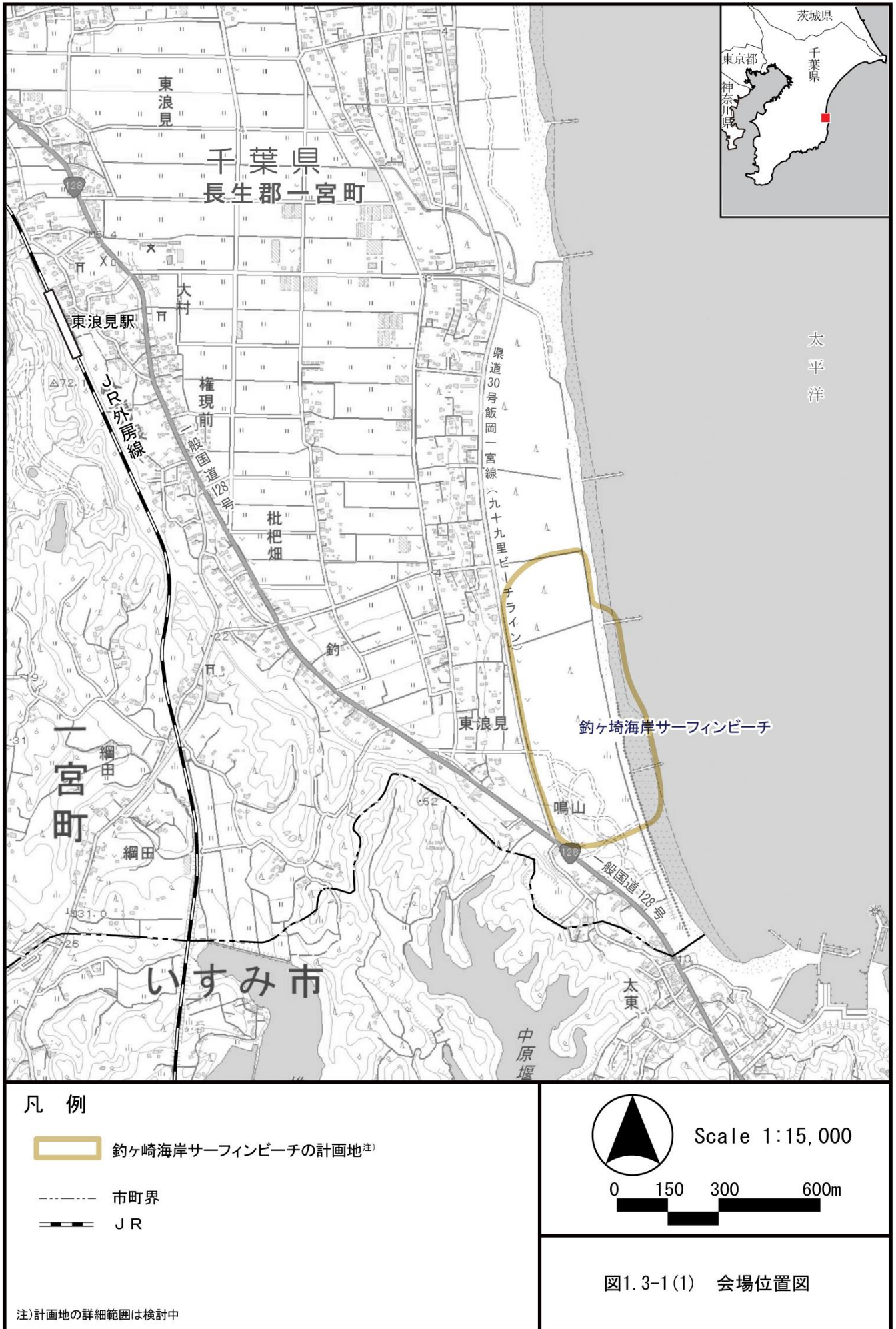
1.3 内 容

1.3.1 位 置

会場は、図1. 3-1(1)及び(2)、写真1. 3-1に示すとおり、千葉県長生郡一宮町に位置する。

計画地の中央に釣ヶ崎海岸広場が整備されており、その南北は千葉県による治山事業地及び自然公園整備事業地となっている。現在、千葉県による造成工事が行われており、大会前に組織委員会が借り受け、仮設施設の整備を進め、東京2020大会後に千葉県により再度整備を行い、自然公園施設として供用を予定している。

1. 釣ヶ崎海岸サーフィンビーチの計画の目的及び内容



1. 釣ヶ崎海岸サーフィンビーチの計画の目的及び内容



1. 釣ヶ崎海岸サーフィンビーチの計画の目的及び内容



凡 例

- 釣ヶ崎海岸サーフィンビーチの計画地^{注)}
- 市町界

注)計画地の詳細範囲は検討中



Scale 1:5,000

0 50 100 200m

写真 1.3-1(1) 会場周辺の航空写真

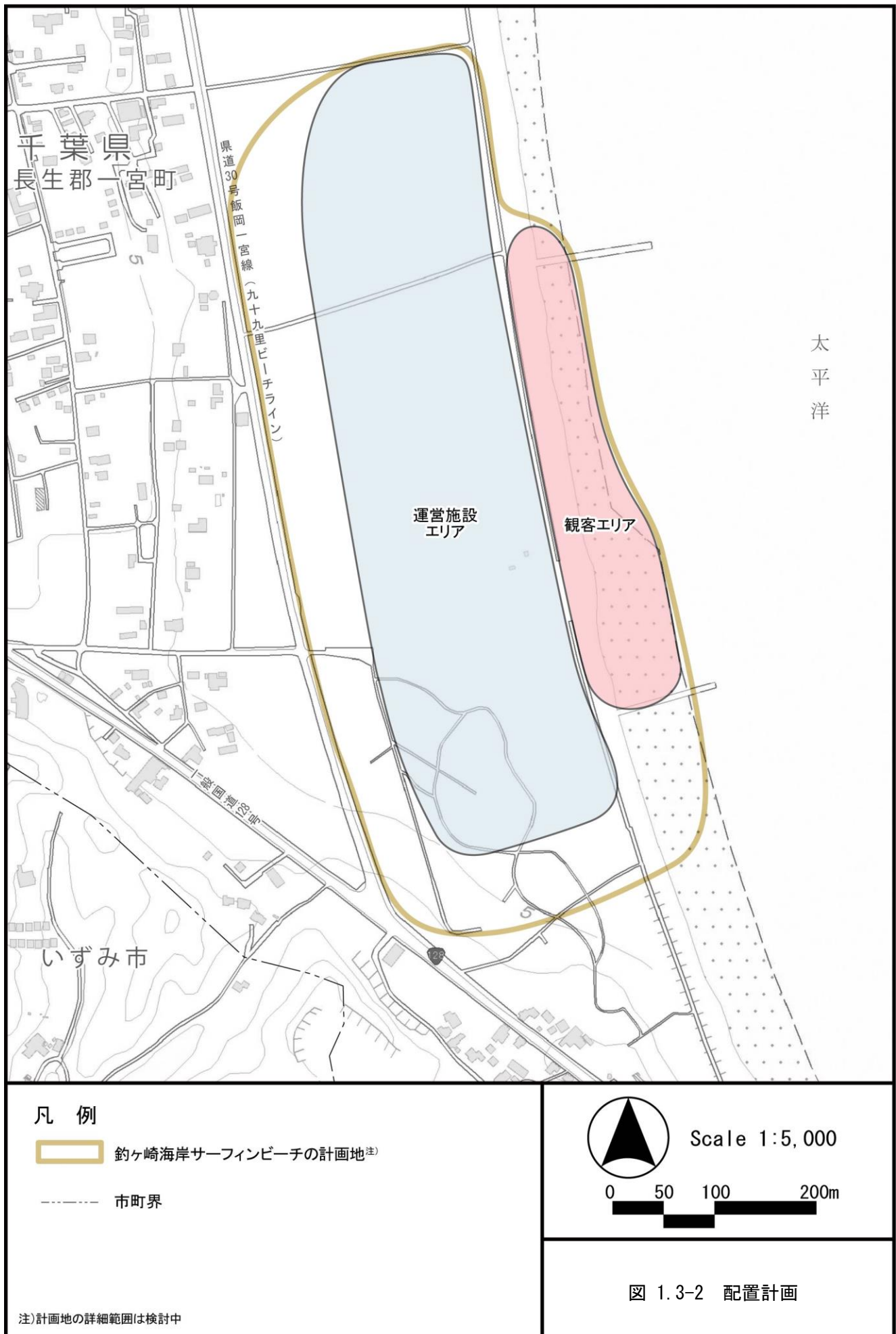
1.3.2 基本計画

(1) 配置計画

大会時の配置計画のイメージ図は、図1.3-2に示すとおりである。計画地内の競技を実施するのは、突堤に囲まれた海域となり、隣接した砂浜上に立ち見の観客エリアを配置する。また、大会の運営施設エリアには、アスリートやメディア関係等の施設として、敷地内のオープンスペースにプレハブやテント等の仮設施設を配置するほか、大会関係者用の駐車場や観客輸送用のバス乗降場を配置する計画である。

仮設施設の設置に伴う樹木除去は生じない計画である。

1. 釣ヶ崎海岸サーフィンビーチの計画の目的及び内容



1.3.4 施工計画

(1) 工事工程

1) 釣ヶ崎海岸

設置から撤去までの工事工程は、テストイベントや大会期間も含め、2019 年から 2020 年までの 19 か月を見込んでいる。

(2) 施工方法の概要

1) 仮施設設置工事

会場整備に伴う切土・盛土等の造成工事は実施せず、現況地盤の転圧、鉄板敷き、一部舗装を行い、ユニットハウス、プレハブ、テント、コンテナ、トイレ等の仮施設の設置や設備工事等を行う計画である。

2) 解体工事

仮施設を撤去し、原状回復を行う。

(3) 工事用車両

工事用車両の走行に当たっては、沿道環境への配慮のため、極力、自動車専用道路や一般国道等の幹線道路を利用するほか、適切なアイドリングストップ等のエコドライブや安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する計画である。

(4) 建設機械

各工種において想定する主な建設機械は、表 1.3-1 に示すとおりである。

工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減及び騒音の低減に努める計画である。

表1.3-1 主な建設機械

工 種	主な建設機械
仮施設設置工事	ラフタークレーン、バックホウ
解体工事	ラフタークレーン、バックホウ

(5) 工事中の廃棄物処理計画

建設工事に伴い発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）等に基づき、再生利用可能な廃棄物については積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切な処理を行う計画である。

なお、大会後の仮施設の解体工事については、仮施設の資材等を可能な限り再利用することを検討している。

2. 環境影響評価の検討

環境影響評価は、図 2-1 に示す手順に従い、会場事業計画の内容を基に環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況及び社会経済情勢等を勘案して検討した。

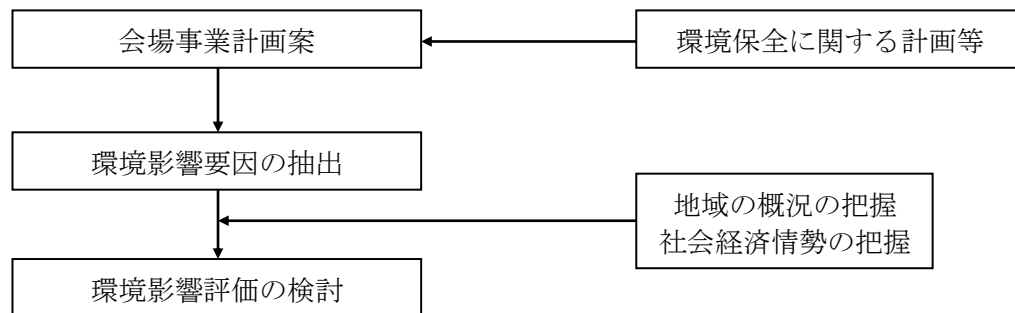


図 2-1 環境影響評価の検討手順

環境影響要因は、東京 2020 大会の開催前、開催中及び開催後について、表 2-1 に示すとおり設定した。東京 2020 大会の開催中における大会の運営等については、現時点では具体的な計画が未定である。このため、本事業計画概要報告書では、表 2-1 に示す環境影響要因のうち、計画の具体性の高い環境影響要因を対象とすることとし、大会の開催中に係る環境影響要因は対象としなかった。これらの大会の開催中に係る環境影響評価は、今後の計画の熟度に応じて、改めて環境影響要因の抽出及び環境影響評価の項目を検討し、別途実施する予定である。

表 2-1 抽出した環境影響要因

区分	環境影響要因		内容
開催前	恒久施設	施設の建設	掘削工事、躯体工事等に伴う影響
		工事用車両の走行	建設工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	建設工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
		建築物の出現	建設工事終了後の建築物の出現や建築物の存在に伴う影響
	仮設施設	施設の建設	掘削工事、躯体工事等に伴う影響
		工事用車両の走行	建設工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	建設工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
		建築物の出現	建設工事終了後の仮設施設の出現や仮設施設の存在に伴う影響
開催中	競技の実施		競技の実施に伴う影響
	大会の運営		大会開催中の関係車両の発生集中交通、会場設備等の稼働、その他大会の運営に伴う影響
開催後	仮設施設	解体工事	東京 2020 大会の仮設施設の解体工事に伴う影響
		工事用車両の走行	解体工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	解体工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
	恒久施設	設備等の持続的稼働	
		東京 2020 大会後の施設の継続的利用に伴う影響	

注）網掛けは、本事業計画概要報告書では対象としない環境影響要因を示す。本施設は仮設施設のみで整備するため、本事業計画概要報告書では仮設施設の環境影響要因のみを対象とした。

工事概要・規模等を勘案し、環境影響評価項目の選定に関して検討した結果、個別施設としての環境影響評価項目について選定しなかったため、予測・評価の結果をまとめる環境影響評価書等は作成しないが、その検討結果を明らかにするため、本事業計画概要報告書としてまとめた。環境影響評価の項目選定の検討結果は、表 2-2(1)～(3)に示すとおりである。

表2-2(1) 環境影響評価の検討結果

項 目	検討結果
大気等	本計画は、仮設施設の設置工事を行うものであり、これまでの恒久施設の整備工事と比べて工事用車両の台数や建設機械の稼働台数は僅かであることから、大気等への影響はほとんどないと考えられる。 なお、工事用車両の走行に当たっては、沿道環境への配慮のため、極力、自動車専用道路や一般国道等の幹線道路を利用するほか、適切なアイドリングストップ等のエコドライブや安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する計画である。 また、工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減に努める計画である。
水質等	本計画は、仮設施設の設置工事を行うものであり、有害物質は使用しない。また、土地造成等の改変は実施しないことから、水質等の状況に変化は生じない。
土壌	本計画は、仮設施設の設置工事を行うものであり、有害物質は使用しないこと、土壌の攪乱を伴うような土地造成等の改変は実施しないことから、土壌の状況に変化は生じない。
生物の生育・生息基盤	本計画は、仮設施設の設置工事を行うものであり、生物の生育・生息基盤を大幅に改変するような土地造成等の改変は実施しない。また、樹木除去は生じない計画であり、生物の生育・生息基盤の状況に大きな変化は生じない。
水循環	本計画は、仮設施設の設置工事を行うものであり、水循環に影響を及ぼすような土地造成等の改変は実施しないことから、水循環の状況に変化は生じない。
生物・生態系	本計画は、仮設施設の設置工事を行うものであり、動植物の生息・生育環境を大幅に改変するような土地造成等の改変は実施しない。また、樹木除去は生じない計画であり、生物・生態系の状況に変化は生じない。
緑	本計画は、仮設施設の設置工事を行うものであり、緑の量や質を大幅に改変するような土地造成等の改変は実施しない。また、樹木除去は生じない計画であり、緑の状況に変化は生じない。
騒音・振動	本計画は、仮設施設の設置工事を行うものであり、これまでの恒久施設の整備工事と比べて工事用車両の台数や建設機械の稼働台数は僅かであることから、騒音・振動への影響はほとんどないと考えられる。 なお、工事用車両の走行に当たっては、沿道環境への配慮のため、極力、自動車専用道路や一般国道等の幹線道路を利用するほか、適切なアイドリングストップ等のエコドライブや安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する計画である。 また、工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、騒音の低減に努める計画である。
日影	仮設施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的に日影に影響を及ぼすおそれはない。
景観	仮設施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的に景観に影響を及ぼすおそれはない。
自然との触れ合い活動の場	計画地は、釣ヶ崎海岸に位置しているが、仮設施設の設置工事中においてもサーフィン等海岸利用を継続できるようにする方針である。 本計画は、仮設施設の設置工事を行うものであり、自然との触れ合い活動の場に変化は生じない。
歩行者空間の快適性	本計画は、既存の釣ヶ崎海岸を利用するものであり、公共交通機関からの歩行者経路に変化は生じない。
史跡・文化財	本計画は、仮設施設の設置工事を行うものであり、土地造成等の改変は実施しないことから、史跡・文化財の状況に変化は生じない。

表2-2(2) 環境影響評価の検討結果

項 目	検討結果
水利用	仮施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的な水の効率的利用への取組・貢献の程度に変化は生じない。
廃棄物	本計画は、仮施設の設置工事を行うものであり、地下躯体を構築するような大規模な土工事や施設の建設工事を行わないことから、建設廃棄物の発生量は僅かである。 これらの仮施設整備に伴い発生する廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）等に基づき、再生利用可能な廃棄物については積極的に再資源化に努め、再生利用が困難なものについては適切な処理を行う計画である。 また、大会後は、仮施設の資材等を可能な限り再利用する計画を検討中である。 これらを踏まえ、大会前の仮施設整備に伴う建設廃棄物の再資源化等及び大会後の資材等の再利用等の取組みについては、他の会場と合わせて、全体計画で評価する。
エコマテリアル	仮施設整備に当たっては、組織委員会による「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 持続可能性に配慮した調達コード」や「持続可能性に配慮した木材の調達基準」に基づき資材等を調達する計画を検討中であることから、その計画を踏まえ、他の会場と合わせて、全体計画で評価する。
温室効果ガス	仮施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的な温室効果ガス排出量に変化は生じない。
エネルギー	仮施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的なエネルギー使用量に変化は生じない。
土地利用	本計画は、既存の釣ヶ崎海岸を利用するものであり、土地利用に変化は生じない。
地域分断	本計画は、既存の釣ヶ崎海岸を利用するものであり、新たな地域分断は生じない。
移転	本計画は、既存の釣ヶ崎海岸を利用するものであり、移転は生じない。
スポーツ活動	東京 2020 大会の実施がスポーツ活動に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
文化活動	東京 2020 大会の実施が文化活動に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
ボランティア	東京 2020 大会の実施がボランティア活動に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
コミュニティ	東京 2020 大会の実施が地域のコミュニティに及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
環境への意識	東京 2020 大会の実施が環境への意識に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
安全	仮施設整備に当たっては、組織委員会による「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」に基づき移動の安全のためのバリアフリー化を図るため、安全性には問題がないものと考えられる。
衛生	東京 2020 大会の実施における飲料水や食品等についての安全性については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
消防・防災	仮設建築物であっても、建築基準法第 85 条第 5 項の規定に基づき、仮設建築物の建築許可申請を行い、許可を受けた上で、建築確認申請の手続きを経て着工する。なお、当該許可は、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合に限り行われるものであるため、消防・防災面には問題がないものと考えられる。

表2-2(3) 環境影響評価の検討結果

項 目	検討結果
交通渋滞	本計画は、仮設施設の設置工事を行うものであり、これまでの恒久施設の整備工事と比べて工事用車両の台数は僅かであることから、交通量及び交通流への影響はほとんどないと考えられる。 なお、工事用車両の走行に当たっては、沿道環境への配慮のため、極力、自動車専用道路や一般国道等の幹線道路を利用するほか、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する計画である。
公共交通へのアクセシビリティ	本計画は、既存の釣ヶ崎海岸を利用するものであり、公共交通機関へのアクセシビリティに変化は生じない。
交通安全	本計画は、仮設施設の設置工事を行うものであり、これまでの恒久施設の整備工事と比べて工事用車両の台数は僅かであることから、交通安全への影響はほとんどないと考えられる。 なお、工事用車両の走行に当たっては、沿道環境への配慮のため、極力、自動車専用道路や一般国道等の幹線道路を利用するほか、安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する計画である。
経済波及	東京 2020 大会の実施による経済波及効果については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
雇用	東京 2020 大会の実施による雇用への影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
事業採算性	東京 2020 大会の実施による事業採算性については、全体計画の環境影響評価の中で個々の会場ごとに評価する。